

2021年4月1日

## ハラスメント防止宣言

社会福祉法人コスモス 理事長 墨 光子

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化につながり、職員の能力の発揮を妨げるなど、社会的に決して許されない行為です。また、法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える重大な問題です。

社会福祉法人コスモス(以下「法人」という。)は、ハラスメント防止規程を施行し、すべての職員が互いに尊重しあえる健全で快適な職場環境を確保するため、次のとおりハラスメントの防止を宣言します。

- 1 法人は、あらゆる理由があっても次のハラスメント行為を許しません。
  - ① セクシャルハラスメント
  - ② パワーハラスメント
  - ③ 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント
  - ④ その他あらゆるハラスメント
- 2 この宣言の対象は、役員、正規職員、契約職員等の非常勤職員及び派遣職員等の法人において働いている全ての役職員です。

相手の立場を尊重し、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない快適な職場を作ります。
- 3 職場におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は、次の者とします。

また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合も含めて、ひとりで悩まず、電話、メールで相談してください。相談には公平に相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。

《担当者》 各施設長  
法人本部 安全衛生管理部長
- 4 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはありません。